

# 一般質問通告書

上記の件について、下記のとおり質問したいので、会議規則第 62 条第 2 項の規定により通告します。

2018 年 8 月 22 日  
東村山市議会議長 あて

議席番号 12 番  
質問者 大塚恵美子

記

## 1. 障害児支援の提供体制の整備に向けて

障害児支援の提供体制整備として、国の基本指針において「児童発達支援センター」は、2020 年度末までに各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することとされている。児童福祉法に基づく放課後等デイサービスなどと並ぶ障害児通所系施設のひとつである「児童発達支援センター」設置を中心に進捗状況を伺う。

- ① 児童発達支援センターは、障害児に対する重層的な地域支援体制構築のための中核的な支援施設だ。地域においての必要性や有効性について、どのように考えるか。
- ② 第 5 期障害福祉計画・第 1 期障害児福祉計画には、児童発達支援センターの設置について、2018 年度から検討、と明示されている。どのように検討され、目標に向け進捗しているか、具体的に伺う。
- ③ 児童発達支援センターを必要としている対象児童について、どのように把握しているか。また、潜在的利用者数はどのくらいと想定しているか。
- ④ 子ども相談室で、主だった主訴別相談件数のうち、発達障害に関する件数は 40% と最も多い。相談から療育等へのつなぎなどはどのように行ってきたのか。
- ⑤ 以前、先行して取組んでいる日野市や小金井市の発達支援センターの事例について情報提供を行い、設置を提案したが、その後、どのように検討されたのか。
- ⑥ 調布市子ども発達センターは、相談事業、発達支援事業（個別指導・グループ指導）、通園療育を行い、緊急一時養護やリフレッシュ支援事業も行う。清瀬市こどもの発達支援・交流センター・とことこは、社会福祉法人が運営し 18 歳までを対象としている。それぞれ、地域のニーズに応える施設となっている。東村山

市では潜在的利用者・保護者の意見、要望を児童発達支援センターに、どのように活かしていく構想か、伺う。

- ⑦ 2018年度から創設となる居宅訪問型児童発達支援についての考えや構想を伺う。

## 2. ケアラー（家族介護者）への支援に目を向けよう

高齢化率 26.7%、要介護認定者は 640 万人、介護が必要な高齢者は 600 万人を超え、その 7 割を家族がケアしている。介護や看病、養育などのケアが必要な人に無償でケアを行っている人をケアラー（介護する人）という。ケアラーのいる世帯は 5 世帯に 1 世帯とされ、あらゆる世代がケアをしている。ケアをすることで時間的制約を受け、問題や不安、孤立感を抱えている。ケアラーの存在、必要な支援に気づきを。

- ① 第 7 期介護保険事業計画に向けた基本指針案「介護に取り組む家族等への支援の充実」が新設された。自治体・地域の取組みが問われるが任意事業だ。東村山では「家族介護者教室および家族介護者の集い」が設けられているが、どのような構想で、どのように機能しているか。
- ② 地域包括ケアの主体のひとつが介護者であり、提供されるべき生活支援サービスのなかの介護者支援に目を向けたい。外出支援、食材配達、交流サロン、コミュニティカフェなど介護者支援は不可欠だ。この 7 月 4 日に厚生労働省は「家族介護者支援マニュアル」を出した。「介護者本人の人生の支援」が採用されているが、これをどのように活かしていくのか。
- ③ 福岡県では「休日街かど相談」を実施している。相談窓口を立ち寄りやすく利用しやすい場所に設置し、相談者のアセスメントを行い、リスクを早期に発見することが必要だ。支援ニーズの発見に向けて検討できることは何か。
- ④ 介護離職について、どのように把握しているか。
- ⑤ 市長に伺う。イギリスでは、早期潜在化するヤングケアラー（若者）がいることに気づき、調査が行われ、法制化がされた。日本では、南魚沼市、藤沢市が学校や教育委員会とともに調査をし、母親やきょうだいの世話をしている子どもの存在に気づき、学習支援などに努めている。小平市でも白梅学園大学と調査を行い、68%の回答を得ている。実態を把握する調査を求めたいが、見解を伺う。
- ⑥ ヤングケアラー支援は子どもと家庭の貧困化にも共通する。公的なアウトリーチやケアラーを支援する人材育成も急務だ。東村山市ならではのアイデアを伺う。